



障害者の居住支援について (共同生活援助について)

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課

現状・課題

- 〇 障害者の地域生活を支えるグループホームについては、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけて以降、入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進するために整備を推進してきたところであり、利用者数は令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り、令和3年2月には約14万人に増加。
- 〇 障害者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題であり、平成30年度報酬改定において新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームを創設するとともに、令和3年度報酬改定において重度障害者支援加算の拡充等を図った。
- 〇 一方、グループホームの利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在。 平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして、入所施設やグループホーム等から退居した一人暮らしの障害者 等の地域生活を支援する自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていないため、一定の支援があれば 本人が希望する一人暮らし等の生活が可能な者であっても、グループホームに留まらざるを得ない状況がある。 また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を表える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の表

また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の市町村における整備に留まっている。

障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念を踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題。

○ なお、グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

検討事項 (論点)

- 地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。

<論点>

- <u>・ グループホームの制度の在り方(障害者が希望する地域生活の実現、重度障害者の受入体制の整備等の観点を</u> <u>踏まえた検討)</u>
- 自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方(住宅施策との連携の推進を含む)※10月1日障害者部会で議論
- 地域生活支援拠点等の整備の推進

検討の方向性

- グループホームの制度の在り方について、障害者が希望する地域生活の実現、重度障害者の受入体制の整備等の観点 から、グループホームの実態等を踏まえて検討してはどうか。
- 【参考】グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査(令和3年度障害者総合福祉推進事業) グループホームについて、利用者の状況や支援の実態、支援の質の確保の取組状況、地域におけるグループホームのニーズ等について、グループホーム事業所、利用者本人、市区町村に対する調査を実施。【関連資料P8~20】
 - ①グループホーム利用者の生活の満足度や今後の生活の希望等(利用者アンケート調査、事業所調査) 利用者アンケート調査において、「グループホームでの生活」について、「満足又はまあまあ満足」は約7割、 「あまり満足していない又は満足していない」は約1割であった。

また、グループホームの生活で「良い点」は病気や困った際の安心感や仲間がいることなどがある一方、「嫌な点」は共同生活に伴う支障(周りの人がうるさいときがある、自由に外出できない等)などが挙げられた。「今後の生活の希望」は、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたい」又は「将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたい」のいずれかを回答した者は約4割であった。

事業者による「一人暮らし等に向けた支援」が一部の利用者に対して実施されている状況が認められたものの、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたい」又は「将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたい」のいずれかを回答した者に対する支援の実施は約2割、「グループホームでの一定期間の支援があれば一人暮らし等が可能と思われる者」に対する支援の実施は約4割であった。

- ・グループホームの生活の満足度(利用者アンケート調査) グループホームの生活に満足又はまあまあ満足 72.8%、あまり満足していない又は満足していない 9.5%
- ・グループホーム利用者の今後の生活の希望(同上) 将来、グループホームを出て一人暮しをしてみたい 35.5%、将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたい 30.8% 「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたい」又は「将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたい」いずれかを回答し た者 44.7%
- ・グループホーム利用者の一人暮らし等の実現可能性(事業所調査) すぐに可能又はグループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる(事業所職員の見立て) 18.1%
- ・グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援の実施(事業所調査+利用者調査)

「全体の利用者」に対する実施率 12.9%

「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたい」又は「将来、グループホームを出てパートナーと暮らしてみたい」いずれかを回答した者に対する実施率 22.4%

「グループホームでの一定期間の支援があれば一人暮らし等が可能と思われる者(事業所職員の見立て)」に対する実施率 41.7%

②グループホームにおける支援の質の確保の取組(事業所調査、自治体調査)

事業所における支援の質の確保の取組である、事業所による協議会の設置、市町村(自立支援)協議会への報告・評価、第三者による外部評価は、それぞれ約1割の事業所で実施されている状況が認められた。

その他、グループホーム職員の日常的な話し合いの場の設定や研修、関係機関との連携等を実施している事業所が多く認められた。

自治体における支援の質の確保の取組として、一部の自治体で、市町村(自立支援)協議会における運営状況の報告・評価や、グループホームへの訪問による状況の確認・助言、グループホーム職員の意見交換の場の設定などの取組が認められた。

自治体調査において、支援の質の観点で問題と考えられる事例として、障害程度や特性を踏まえた支援スキルが乏しい、重度障害者等の実質的な利用拒否等に関する事例があることなどが挙げられた。

・事業所における取組(事業所調査)

事業所における協議会の設置(法人全体で設置を含む) 12.0% 市町村(自立支援)協議会等への運営状況の報告・評価の実施 15.1% 第3者による外部評価の実施 13.2%

- ・事業所における支援の質の確保の取組 日常的な話し合いの場の設定 90.0%、内部機関による職員研修 71.0%、外部機関による職員研修 59.0% 他法人の相談支援事業所との連携 50.9% 等
- ・自治体における支援の質の確保の取組(自治体調査) 市町村(自立支援)協議会におけるグループホームの運営状況の報告・評価 17.8%、 グループホームへの訪問による状況の確認や助言 11.5%、グループホーム職員の意見交換の場の設定 9.6% 等
- ・グループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例(自治体調査) 障害の程度や特性を踏まえた支援スキルが乏しい、重度障害者等の実質的な利用拒否がある、支援の状況を十分確認していないので わからない 等

③地域におけるニーズの状況(事業所調査・自治体調査)

事業所調査において、グループホームの空室状況を把握したところ、空室がある理由について、一時的な空室や短期入所等のために空室を確保している他、「利用希望者がいない」、「利用希望者はいたが、グループホームの設備と利用希望者のニーズがあわなかったため」「利用希望者はいたが、職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であったため」などが挙げられた。

自治体調査において、「特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像」について、障害程度が 重度の身体障害・知的障害・精神障害、障害特性は強度行動障害、医療的ケアを有する者等が多く挙げられた。 また、「市町村が整備に当たって課題と考える事項」については、重度障害者向けのグループホームの整備 や、自治体が把握しないうちに整備計画が進んでしまう、グループホームに空きがあり利用希望者がいるが障 害特性にマッチした事業所がない等の課題が挙げられた。

- 上記も踏まえ、グループホームの制度の在り方について、障害者が希望する地域生活の実現や支援の質の確保等の観点から以下について検討してはどうか。
 - (1)新たなグループホームのサービス類型の創設の検討
 - ②グループホームにおける支援の質の確保
 - ③地域のニーズを踏まえたグループホームの整備

(1)新たなグループホームのサービス類型の創設の検討

○ 現行制度上、グループホームにおける一人暮らし等に向けた支援については、サテライト型住居や退居者に支援を行った場合の報酬上の加算があるものの、グループホームの事業者が一人暮らし等に向けた支援を十分に行おうとした場合に対応した制度に必ずしもなっていない状況がある。

今回の利用者アンケート調査において、利用者の中に一人暮らしやパートナー等との暮らしを希望する者が多く認められ、その実現に向けた支援が行われている実態があったものの、<u>一人暮らし等に向けた支援の実施は一</u>部の者にとどまっている状況であった。

上記を踏まえ、<u>障害者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、グループホームにおいて、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービス類型の</u>創設を検討してはどうか。

- ※グループホームのサテライト型住居 令和元年10月1日 1,551ヶ所(社会福祉施設等調査報告)
- ※自立生活支援加算 令和3年4月国保連データ 算定者数95人・68事業所 グループホームを退居する利用者に対し、グループホームの職員が退居後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合 500単位/回(3回を限度)
- 検討に当たって、利用対象者については、年齢や障害種別、障害支援区分等の一律の基準により決めるのではなく、<u>本人が希望により選択できる制度</u>(グループホームの利用に当たって、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームか、継続的な支援を行うグループホームか選択できる仕組み)とする方向で検討してはどうか。

また、<u>グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまで通り、継続的な支援を行うグループホームを利用できる</u>こととしてはどうか。その上で、継続的な支援を行うグループホームの利用者についても、本人の今後の生活の希望を適切に把握する必要があることから、相談支援専門員やサービス管理責任者が継続的に本人の今後の生活の希望を把握することが重要であることに留意が必要。

新たなグループホームのサービス類型については、<u>事業者が申請により選択できる仕組み</u>としてはどうか。

【関連資料P21】

- 新たなグループホームは、<u>本人の希望を踏まえて一人暮らし等に向けた支援計画を作成し</u>、当該計画を踏まえて、 ・<u>一人暮らし等の居宅生活への移行のための支援</u>(一人暮らし等に向けた家事や金銭管理、住居確保の支援等)を実施するとともに、
 - ・退去後の一人暮らし等の居宅生活に円滑に定着ができるよう、<u>グループホームの従業員が退居後においても一人暮らし等の居宅生活の定着を図るための支援</u>(居宅訪問等を通じた一人暮らし等を継続する上での相談や見守り等) を実施する方向で検討してはどうか。

また、<u>人員体制について、</u>グループホーム利用者の日常生活上の援助等を行う人員に加えて、<u>一人暮らし等の地域生活の移行に向けた支援及び退居後の地域生活の定着のための支援を実施する</u>社会福祉士や精神保健福祉士等の<u>専</u>門職員の配置を要件とする方向で検討してはどうか。

報酬による評価について、一人暮らし等に向けた支援を実施する人員体制や本人が希望する一人暮らし等につながった実績等を適切に評価する仕組みとしてはどうか。【関連資料P22・23】

○ なお、<u>現行のグループホーム</u>(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)について、<u>障害</u>の重度化・高齢化への対応やサービスの質の向上・確保等の観点から必要な検討を行っていくこととしてはどうか。

②グループホームにおける支援の質の確保

○ グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が乏しい事業者の参入が多く見受けられ、障害 特性や障害程度を踏まえた支援の質の確保が懸念される状況がある。

事業者による支援の質の確保について、事業所による協議会の設置や市町村自立支援協議会への報告、外部評価等の実施が認められたものの、一部の事業所での実施に留まっている状況であった。

今回の自治体調査結果において、グループホームにおける障害特性等を踏まえた支援の質の確保や重度障害者等の実質的な利用拒否の事例など、支援の質の確保で問題と考えられる事例があるとの回答があった。

グループホームについて、地域の中で開かれた存在としていくことが支援の質の確保の観点から重要。

- 〇 <u>障害福祉サービス等の質の確保・向上について、本年9月6日の第117回障害者部会の資料1において、検討事</u>項(論点)として以下を掲げているところであり、上記を踏まえつつ検討していくこととしてはどうか。
- 指定基準等によるサービスの質の評価について、更なる推進方策をどのように考えるか。 〈論点〉
 - ・ガイドライン等による自己評価・利用者評価の推進
 - ・第三者による外部評価の活用(介護分野における運営推進会議による事業者の運営状況の評価について、 障害福祉サービス等に導入することを含む。)

③地域のニーズを踏まえたグループホームの整備

○ 事業所調査において、グループホームの空室の状況について調査したところ、一時的な空室や短期入所等のために空室を確保している他、「利用希望者がいない」、「利用希望者はいたが、グループホームの設備と利用希望者のニーズがあわなかったため」「利用希望者はいたが、職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であったため」などの回答があった。

自治体調査において、特に不足するグループホームの利用者像として、主に、重度障害者、強度行動障害、医療的ケアを有する者等のグループホームが不足している状況があるとの回答が多い状況であった。

市町村は障害福祉計画により地域の具体的なニーズを踏まえて計画的にグループホームの整備を進める必要があるものの、都道府県がグループホームの事業所の指定に当たって市町村が関与する仕組みがない状況であり、一部の市町村から、把握していないグループホームの整備計画が進んでしまうなどの課題が挙げられた。

- 障害福祉サービス等事業所の指定の在り方について、本年9月6日の第117回障害者部会の資料2において、 検討事項(論点)として以下を掲げているところであり、上記を踏まえつつ検討していくこととしてはどうか。
- 障害福祉サービス等の持続可能性についてどう考えるか。

<論点>

・地域ごとの障害福祉サービス等のニーズを適切に踏まえた、事業所の指定の在り方(一般市町村の関与の 必要性)について、どう考えるか。

グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査 (令和3年度障害者総合福祉推進事業)

グループホームについて、利用者の状況や支援の実態、支援の質の確保の取組状況、地域におけるグループホームのニーズ等について、グループホーム事業所、利用者本人、市区町村に対する調査を実施。

事業所調査

■調査対象

全国10.825事業所(悉皆)

■回収状況

- 〇回答者数
 - 3,493事業所(回答率32.3%)
 - ※ケース票は3,404事業所50,463人 ※事業所職員がExcelファイルに入力し、 メール回答

■主な調査項目

- 事業所の基礎情報
- 利用者の状況や支援の実態
- ・支援の質の確保の取組
- 退去者の状況や退居後の支援
- ■調査時期 令和3年7月

利用者アンケート調査

■調査対象

622事業所の利用者4,000人(抽出) ※事業所調査において協力可能と回答があった事業所の利用者8,931人から無作為抽出

■回収状況

- 〇回答者数
 - 2,420人(回答率60.5%)
 - ※Web回答 238人(9.8%) 紙面による郵送回答2,182人(90.2%)
- ※自分で答えた824人(34.1%)、職員に手 伝ってもらった1,430人(59.2%)、職員 以外の人に手伝ってもらった91人 (3.8%)、無回答69人(2.9%)

■主な調査項目

- ・グループホームでの生活の満足度
- 今後の生活の希望

■調査時期 令和3年8月

自治体調査

■調査対象

全国1.741市区町村(悉皆)

■回収状況

- 〇回答者数 997市区町村(回答率57.3%)
- ※自治体職員がExcelファイルに入力し、 メール回答

■主な調査項目

- ・グループホームのニーズ
- ・不足している障害者の状態像
- ・支援の質の確保の取組
- ・整備に当たって課題と考える事項
- ■調査時期 令和3年7月

グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査(速報値)

1 グループホームでの生活の満足度や今後の生活の希望等

※本調査結果は速報値であり、今後変更がありうる

- ○グループホーム生活の満足度(利用者アンケート調査) ⇒「満足・まあまあ満足」は7割、「あまり満足していない・満足していない」は1割
- ○今後の生活の希望(同上) ⇒「将来、一人暮らしをしてみたい」又は「将来、パートナーと暮らしてみたい」いずれかを回答した者は4割
- ○一人暮らし等の実現可能性(事業所調査) ⇒「すぐに可能又はグループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる」者は2割
- ○一人暮らし等に向けた支援の実施 ⇒ 「全体の利用者」に対する実施率は1割 (事業所調査+利用者調査) 「将来、一人暮らし又はパートナーと暮らしてみたい」と回答した者に対する実施率は2割 「グループホームでの一定期間の支援があれば可能と思われる」者に対する実施率は4割

2 グループホームにおける支援の質の確保の取組

- ○事業所における取組(事業所調査)
- ⇒ 協議会(※)の設置、市町村(自立支援)協議会等への報告、第3者による外部評価の実施は、それぞれ1割 その他、職員の日常的な話し合いの場の設定、職員研修、他法人の相談支援事業所との連携を実施等の取組を実施 ※事業所が設置する利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員等による協議会
- 〇自治体における取組(自治体調査)
 - ⇒ 一部の自治体で市町村(自立支援)協議会における運営状況の報告・評価、グループホームへの訪問による状況の確認や助言、グループホーム職員の意見交換の場の設定等を実施
 - ⇒ グループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例 障害特性等を踏まえた支援スキルが乏しい、重度障害者の実施的な利用拒否、支援状況を十分確認していないのでわからない 等

3 地域におけるニーズの状況

- ○グループホームの空室状況及び空室の理由
- ⇒ 空室の理由について、一時的要因や短期入所等のために確保する空室のほか、「利用希望者がいない」「グループホームの設備と利用希望者のニーズがあわない」「職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であった」等が認められた。
- ○特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像(自治体調査)
- ⇒ 重度の身体障害・知的障害・精神障害、障害特性は強度行動障害、医療的ケア、重症心身障害
- 〇市町村が整備に当たって課題と考える事項(同上) ※自由記述
- ⇒ 重度障害者のグループホームの整備、自治体が把握しないうちに整備が進んでしまう、障害特性にマッチした事業所がない 等

1 グループホームでの生活の満足度や今後の生活の希望等について

グループホームでの生活(利用者アンケート調査)

利用者アンケート調査:回答者数2,420人

〇グループホームでの生活の満足度 n=2,415人

<u>満足している947人(39.2%)、まあまあ満足している810人(33.5%)</u>、どちらでもない243人(10.1%)、 あまり満足していない129人(5.3%)、満足していない100人(4.1%)、わからない151人(6.3%)、無回答35人(1.4%)

Oグループホームの生活でよいと思うこと(複数回答) n=2.420人 Oグループホームの生活でいやだと思うこと(複数回答)n=2,420人

よいと思うこと	人数	割合
1. グループホームの仲間がいるのでさみしくない	1, 101	45. 5%
2. 困ったときに相談がしやすい	1, 176	48.6%
3. 料理やそうじ、洗濯などをしてもらえる	838	34.6%
4. 具合が悪くなったときや病気になったときに助けてもらえる	1, 188	49. 1%
5. 地域の人と会ったり話したりしやすい	275	11.4%
6. 家族が安心する	845	34.9%
7. お金が少なくても生活ができる	653	27.0%
8. わからない	252	10.4%
その他	69	2.9%

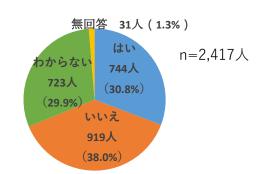
いやだと思うこと	人数	割合
1. 自分のペースで生活できない	400	16. 5%
2. 自分のお金を自由に使えない	403	16. 7%
3. 自分の生活がほかの人に知られてしまう	241	10.0%
4. 周りの人がうるさいときがある	826	34.1%
5. 一人で過ごせる時間がない	160	6.6%
6. 家族や友だちに自由に会えない	434	17.9%
7. 自由に外出ができない	492	20. 3%
8. グループホームが不便な場所にある	198	8.2%
9. わからない	257	10.6%
10. 特にない	681	28. 1%
その他	98	4.0%

今後の生活の希望(利用者アンケート調査)

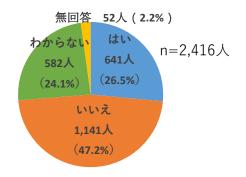
将来、グループホームを出て一人暮らし をしてみたいか

> 無回答 37人(1.5%) わからない はい n=2,417人

643人 (26.6%) (35.5%) (36.4%) n=2,417 将来、グループホームを出てパートナー (友だちや恋人)と暮らしてみたいか



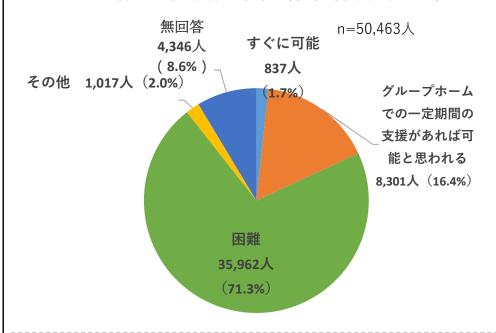
将来、グループホームを出て実家の 家族と暮らしたいか



一人暮らし等の実現可能性及び支援の実施状況(事業所調査)

事業所調査:ケース数50,463人

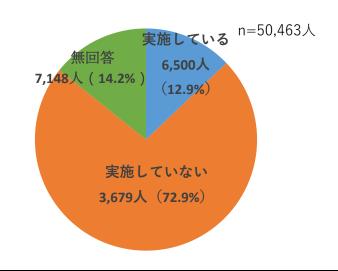
一人暮らし等の実現可能性(事業所職員の見立て)



(一人暮らし等をする上での課題) (複数回答) n=50,463人

課題	人数	割合
本人の意思	29, 339	58. 1%
家族等関係者の理解	25, 992	51.5%
食事の確保や家事等の生活スキル	33, 329	66.0%
契約・行政手続きのスキル	33, 653	66. 7%
買い物や金銭管理	31, 580	62.6%
通院や服薬管理	30, 773	61.0%
訪問系サービスの確保	18, 290	36. 2%
医療的ケア体制の確保	11, 575	22.9%
継続的な見守りや相談の支援	32, 844	65. 1%
状態が悪化した際等の緊急対応	30, 352	60.1%
対人関係のトラブルや社会的な問題行動等	27, 430	54.4%
地域での孤立	26, 661	52.8%
住宅の確保	25, 507	50.5%
家賃等を含む生活費の確保	24, 168	47.9%
特になし	206	0.4%
その他	965	1. 9%

一人暮らし等に向けた支援の実施

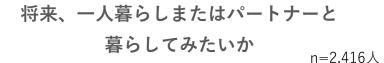


(一人暮らし等に向けた支援の具体的内容)

n=6,500人

支援内容	人数	割合
一人暮らし等に向けた家事等の生活支援	4, 465	68. 7%
一人暮らし等に向けた買い物や金銭管理の支援	4, 099	63. 1%
一人暮らし等に向けた通院や服薬管理の支援	3, 135	48. 2%
一人暮らし等に向けた生活リズムの確保の支援	4, 302	66. 2%
住宅確保の支援	773	11. 9%
一人暮らし等に向けた相談、助言	3, 873	59. 6%
一人暮らし等に向けた各種手続きの支援	1, 638	25. 2%
一人暮らし等に向けた関係機関との調整	1, 821	28.0%
その他	172	2.6%

一人暮らし等の希望及び実現可能性に対する一人暮らし等に向けた支援の実施状況 (利用者アンケート調査+事業所調査)



将来、一人暮らしまたはパートナーとの暮らしを 希望する者への一人暮らし等に向けた支援の実施

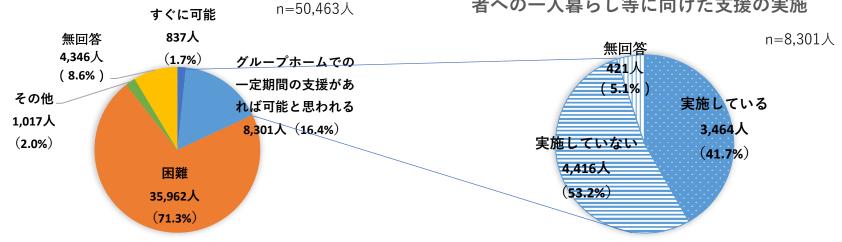




※「はい1,081人」は、「将来、グループホームを出て一人暮らしをしてみたいか」または「将来、グループホームを出てパートナー(友だちや恋人)と暮らしてみたいか」のいずれかの質問において「はい」と回答した者の合計」

一人暮らし等の実現可能性(事業所職員の見立て)

一定期間の支援があれば可能と思われる 者への一人暮らし等に向けた支援の実施



(詳細) 今後の生活の希望(利用者アンケート調査+事業所調査)

年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らしやパートナー等との暮らしを希望する者が多い傾向。

				こグルー たいか	ープホー	・ムを出て	二一人暮	事らしを		来、グル らしてみ	・一プホームを出 ・たいか	コてパートナー	③将来らした	•	-プホームを出て	実家の	家族と暮
		全体		はい	M	ハえ	わか	らない		はい	いいえ	わからない		はい	いいえ	わか	らない
合計		2, 420	857	(35. 4%)	880	(36.4%)	643	(26.6%)	744	(30.7%)	919 (38.0%)	723 (29.9%)	641	(26.5%)	1, 141 (47. 1%)	582	(24.0%)
	介護サービス包括型	2, 044	700	(34. 2%)	770	(37.7%)	543	(26.6%)	627	(30.7%)	790 (38.6%)	600 (29.4%)	558	(27.3%)	954 (46.7%)	486	(23.8%)
3類	日中サービス支援型	95	32	(33. 7%)	30	(31.6%)	31	(32.6%)	31	(32.6%)	19 (20.0%)	43 (45.3%)	22	(23.2%)	38 (40.0%)	33	(34.7%)
型毎	外部サービス利用型	265	122	(46.0%)	70	(26.4%)	67	(25. 3%)	83	(31.3%)	100 (37.7%)	78 (29.4%)	55	(20.8%)	142 (53.6%)	60	(22.6%)
	無回答	16	3	(18.8%)	10	(62.5%)	2	(12.5%)	3	(18.8%)	10 (62.5%)	2 (12.5%)	6	(37.5%)	7 (43.8%)	3	(18.8%)
	10代	32	22	(68.8%)	3	(9.4%)	7	(21.9%)	16	(50.0%)	7 (21.9%)	9 (28.1%)	14	(43.8%)	9 (28.1%)	9	(28. 1%)
	20代	262	132	(50.4%)	55	(21.0%)	70	(26. 7%)	114	(43.5%)	64 (24.4%)	82 (31.3%)	57	(21.8%)	126 (48.1%)	72	(27.5%)
	30代	364	171	(47.0%)	97	(26.6%)	87	(23.9%)	142	(39.0%)	104 (28.6%)	112 (30.8%)	93	(25.5%)	162 (44.5%)	101	(27.7%)
年齢	40代	522	185	(35.4%)	182	(34.9%)	146	(28.0%)	165	(31.6%)	182 (34.9%)	168 (32.2%)	165	(31.6%)	206 (39.5%)	137	(26. 2%)
階層 毎	50代	605	185	(30.6%)	238	(39.3%)	174	(28.8%)	163	(26.9%)	240 (39. 7%)	195 (32.2%)	175	(28.9%)	279 (46.1%)	136	(22.5%)
	60代	442	121	(27.4%)	192	(43.4%)	123	(27.8%)	103	(23.3%)	220 (49.8%)	114 (25.8%)	107	(24. 2%)	244 (55. 2%)	86	(19.5%)
	70代	170	40	(23.5%)	98	(57.6%)	30	(17.6%)	40	(23.5%)	90 (52.9%)	35 (20.6%)	28	(16.5%)	102 (60.0%)	34	(20.0%)
	80代以上	23	1	(4. 3%)	15	(65.2%)	6	(26. 1%)	1	(4.3%)	12 (52. 2%)	8 (34.8%)	2	(8.7%)	13 (56.5%)	7	(30.4%)
	身体障害	73	18	(24.7%)	36	(49.3%)	18	(24. 7%)	20	(27.4%)	30 (41.1%)	22 (30.1%)	17	(23. 3%)	37 (50.7%)	15	(20.5%)
障害 種別	知的障害	1, 314	440	(33.5%)	483	(36.8%)	370	(28. 2%)	391	(29.8%)	467 (35.5%)	440 (33.5%)	371	(28.2%)	555 (42.2%)	365	(27.8%)
毎	精神障害	616	255	(41.4%)	195	(31.7%)	158	(25.6%)	203	(33.0%)	256 (41.6%)	150 (24.4%)	150	(24.4%)	337 (54.7%)	113	(18.3%)
	難病	5	2	(40.0%)	3	(60.0%)	0	(0.0%)	1	(20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2	(40.0%)	2 (40.0%)	1	(20.0%)
	無回答	412	142	(34. 5%)	163	(39.6%)	97	(23.5%)	129	(31.3%)	164 (39.8%)	109 (26.5%)	101	(24.5%)	210 (51.0%)	88	(21.4%)
	非該当	142	64	(45. 1%)	39	(27.5%)	37	(26. 1%)	46	(32.4%)	51 (35.9%)	44 (31.0%)	32	(22.5%)	83 (58.5%)	26	(18.3%)
	区分1	74	30	(40.5%)	23	(31.1%)	19	(25. 7%)	32	(43.2%)	25 (33.8%)	16 (21.6%)	21	(28.4%)	36 (48.6%)	16	(21.6%)
	区分 2	570	238	(41.8%)	183	(32.1%)	140	(24.6%)	194	(34.0%)	210 (36.8%)	158 (27.7%)	128	(22.5%)	305 (53.5%)	129	(22.6%)
障害	区分3	616	216	(35. 1%)	218	(35.4%)	176	(28.6%)	193	(31.3%)	234 (38.0%)	182 (29.5%)	167	(27.1%)	296 (48.1%)	140	(22.7%)
支援 区分	区分 4	433	134	(30.9%)	190	(43.9%)	100	(23. 1%)	129	(29.8%)	180 (41.6%)	117 (27.0%)	140	(32.3%)	190 (43.9%)	92	(21. 2%)
毎	区分 5	228	48	(21. 1%)	103	(45.2%)	72	(31.6%)	48	(21.1%)	87 (38. 2%)	88 (38.6%)	74	(32.5%)	68 (29.8%)	77	(33.8%)
	区分 6	142	17	(12.0%)	67	(47.2%)	55	(38. 7%)	16	(11.3%)	58 (40.8%)	66 (46.5%)	36	(25.4%)	50 (35.2%)	49	(34. 5%)
	区分なし(未認定)	176	86	(48.9%)	46	(26.1%)	40	(22.7%)	64	(36.4%)	64 (36.4%)	45 (25.6%)	37	(21.0%)	87 (49.4%)	46	(26. 1%)
	無回答	39	24	(61.5%)	11	(28.2%)	4	(10.3%)	22	(56.4%)	10 (25.6%)	7 (17.9%)	6	(15.4%)	26 (66.7%)	7	(17. 9%)

[※]利用者アンケート調査の回答者2,420人の状況。

(詳細) 一人暮らし等の実現可能性及び支援の実施状況 (事業所調査)

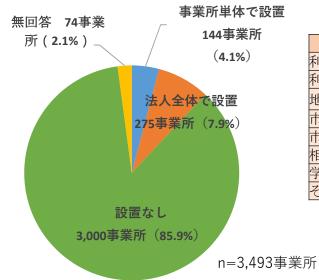
年齢が低年齢、障害支援区分が低い者の方が一人暮らし等の実現可能性(事業所職員の見立て)や支援の実施が高い傾向がある。

				一人暮	らし等の実現す	可能性		一人暮らし	.等に向けた支持	援の実施有無
		全体	すぐに可能	グループホーム での一定期間の 支援があれば可 能と思われる	困難	その他	無回答	実施している	実施していない	無回答
	全体	50, 463	837 (1.7%)	8, 301 (16. 4%)	35, 962 (71. 3%)	1,017 (2.0%)	4, 346 (8.6%)	6, 500 (12. 9%)	36, 779 (72. 9%)	7, 184 (14. 2%)
3類型毎	介護サービス包 括型	42, 302	602 (1.4%)	6, 629 (15. 7%)	30, 522 (72. 2%)	792 (1.9%)	3, 757 (8.9%)	4, 856 (11. 5%)	31, 383 (74. 2%)	6,063 (14.3%)
	日中サービス支 援型	2, 101	28 (1.3%)	197 (9.4%)	1,720 (81.9%)	46 (2.2%)	110 (5. 2%)	132 (6.3%)	1, 646 (78. 3%)	323 (15. 4%)
	外部サービス利 用型	5, 485	187 (3.4%)	1, 393 (25. 4%)	3, 324 (60.6%)	150 (2.7%)	431 (7.9%)	1, 365 (24. 9%)	3, 424 (62. 4%)	696 (12.7%)
	無回答	575	20 (3.5%)	82 (14. 3%)	396 (68.9%)	29 (5.0%)	48 (8.3%)	147 (25. 6%)	326 (56. 7%)	102 (17.7%)
年齢階層毎	10代	682	12 (1.8%)	239 (35.0%)	347 (50.9%)	16 (2.3%)	68 (10.0%)	172 (25. 2%)	402 (58.9%)	108 (15.8%)
	20代	6, 266	138 (2.2%)	1,670 (26.7%)	3, 788 (60. 5%)	122 (1.9%)	548 (8.7%)	1, 317 (21.0%)	4, 084 (65. 2%)	865 (13.8%)
	30代	8, 115	152 (1.9%)	1,642 (20.2%)	5, 438 (67.0%)	182 (2.2%)	701 (8.6%)	1, 200 (14.8%)	5, 783 (71. 3%)	1, 132 (13. 9%)
	40代	11, 557	206 (1.8%)	1, 906 (16. 5%)	8, 199 (70. 9%)	227 (2.0%)	1,019 (8.8%)	1, 459 (12. 6%)	8, 421 (72. 9%)	1,677 (14.5%)
	50代	11, 679	194 (1.7%)	1, 704 (14. 6%)	8, 549 (73. 2%)	205 (1.8%)	1,027 (8.8%)	1, 381 (11. 8%)	8, 650 (74. 1%)	1,648 (14.1%)
	60代	8, 423	105 (1.2%)	907 (10.8%)	6,574 (78.0%)	184 (2.2%)	653 (7.8%)	745 (8.8%)	6, 487 (77. 0%)	1, 191 (14. 1%)
	70代	2, 924	20 (0.7%)	149 (5. 1%)	2, 441 (83.5%)	71 (2.4%)	243 (8.3%)	136 (4.7%)	2, 362 (80. 8%)	426 (14.6%)
	80代以上	386	2 (0.5%)	4 (1.0%)	335 (86.8%)	10 (2.6%)	35 (9.1%)	5 (1.3%)	303 (78.5%)	78 (20. 2%)
	無回答	431	8 (1.9%)	80 (18.6%)	291 (67.5%)	0 (0.0%)	52 (12.1%)	85 (19. 7%)	287 (66.6%)	59 (13. 7%)
障害種別毎	身体障害	1, 815	23 (1.3%)	265 (14.6%)	1,349 (74.3%)	53 (2.9%)	125 (6.9%)	144 (7.9%)	1, 469 (80. 9%)	202 (11.1%)
(主たる障	知的障害	28, 124	220 (0.8%)	3, 285 (11. 7%)	21, 864 (77. 7%)	445 (1.6%)	2,310 (8.2%)	2, 288 (8. 1%)	21, 884 (77. 8%)	3, 952 (14. 1%)
害)	精神障害	11, 834	451 (3.8%)	3, 345 (28. 3%)	6,832 (57.7%)	306 (2.6%)	900 (7.6%)	3, 063 (25. 9%)	7, 275 (61. 5%)	1, 496 (12.6%)
	難病	147	4 (2.7%)	19 (12. 9%)	113 (76.9%)	4 (2.7%)	7 (4.8%)	20 (13. 6%)	108 (73. 5%)	19 (12.9%)
	無回答	8, 543	139 (1.6%)	1, 387 (16. 2%)	5, 804 (67.9%)	209 (2.4%)	1,004 (11.8%)	985 (11.5%)	6, 043 (70. 7%)	1,515 (17.7%)
障害支援区 分毎	非該当	2, 384	110 (4.6%)	746 (31. 3%)	1,240 (52.0%)	70 (2.9%)	218 (9.1%)	522 (21.9%)	1, 518 (63. 7%)	344 (14.4%)
	区分1	1, 057	54 (5.1%)	443 (41.9%)	474 (44.8%)	25 (2.4%)	61 (5.8%)	278 (26. 3%)	664 (62.8%)	115 (10.9%)
	区分 2	9, 917	320 (3.2%)	3, 021 (30. 5%)	5, 559 (56. 1%)	266 (2.7%)	751 (7.6%)	2, 195 (22. 1%)	6, 434 (64. 9%)	1, 288 (13. 0%)
	区分3	11, 871	130 (1.1%)	1, 992 (16. 8%)	8, 521 (71. 8%)	217 (1.8%)	1,011 (8.5%)	1, 595 (13. 4%)	8, 631 (72. 7%)	1,645 (13.9%)
	区分4	10, 091	38 (0.4%)	673 (6. 7%)	8, 325 (82. 5%)	131 (1.3%)	924 (9.2%)	650 (6.4%)	7, 854 (77. 8%)	1, 587 (15. 7%)
	区分 5	6, 053	5 (0.1%)	190 (3.1%)	5, 150 (85. 1%)	89 (1.5%)	619 (10.2%)	184 (3.0%)	4, 867 (80. 4%)	1,002 (16.6%)
	区分 6	4, 840	5 (0.1%)	81 (1.7%)	4, 233 (87. 5%)	83 (1.7%)	438 (9.0%)	77 (1.6%)	4,071 (84.1%)	692 (14. 3%)
	区分なし(未認 定)	3, 550	164 (4.6%)	1, 042 (29. 4%)	2, 025 (57. 0%)	123 (3.5%)	196 (5.5%)	876 (24. 7%)	2, 371 (66. 8%)	303 (8.5%)
	無回答	700	11 (1.6%)	113 (16. 1%)	435 (62.1%)	13 (1.9%)	128 (18.3%)	123 (17.6%)	369 (52. 7%)	208 (29.7%)

2 グループホームにおける支援の質の確保の取組

事業所における支援の質の確保の取組(事業所調査)

事業所が設置する協議会等の設置状況



(設置事業所の状況(過去3年間))

n=419事業所

(複数回答)

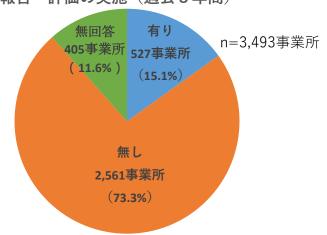
	1122	·
協議会等の構成員	事業所数	割合
利用者	165	39.4%
利用者の家族	240	57.3%
地域住民の代表者	152	36.3%
市町村職員	78	18.6%
市町村協議会委員	54	12.9%
相談支援専門員	98	23.4%
学識経験者	76	18.1%
その他	105	25.1%

開催頻度	事業所数	割合
年6回以上	49	11.7%
年2回以上6回未満	169	40.3%
年1回	102	24. 3%
2~3年に1回	13	3.1%
無回答	86	20.5%
合計	419	100.0%

(複数回答)

報告内容等	事業所数	割合
事業所の運営状況の報告 (利用者の状況等)	332	79. 2%
協議会等による事業所の 評価の実施	46	11.0%
利用者、家族等からの要望の聴取	262	62. 5%
事業所の自己評価結果の 報告	52	12. 4%
その他	44	10.5%

市区町村(自立支援)協議会等への運営状況の 報告・評価の実施(過去3年間)



(実施事業所の状況)

n=527事業所

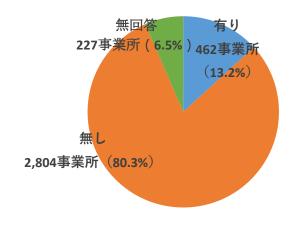
運営状況の報告・評価の頻度	事業所数	割合
年6回以上	90	17. 1%
年2回以上6回未満	239	45. 4%
年1回	166	31.5%
2~3年に1回	18	3.4%
無回答	14	2. 7%
合計	527	100.0%

(複数回答)

報告内容等	事業所数	割合
事業所の運営状況の報告(利用者の状況等)	409	77.6%
協議会等からの意見・要望・助言の聴取	316	60.0%
事業所の評価の実施	40	7.6%
事業所の自己評価結果の報告	46	8. 7%
その他	31	5. 9%

第3者による外部評価の実施(過去3年間)

n=3,493事業所



(実施事業所の状況)

n=462事業所

実施頻度	事業所数	割合
年2回以上	39	8.4%
年1回	87	18.8%
2~3年に1回	325	70.3%
無回答	11	2.4%
合計	462	100.0%

評価者	事業所数	割合
自治体が指定する評価機 関	164	35. 5%
その他の評価機関	282	61.0%
無回答	16	3. 5%
合計	462	100.0%

<支援の質の確保・向上に向けた取り組み>(複数回答)

n=3,493事業所

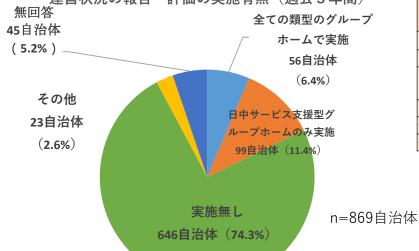
回答	事業所数	割合
職員が集まり、情報交換や課題の共有ができる日常的な話し合いの場の設定	3, 143	90.0%
地域におけるグループホーム間の情報連携(自法人以外)	1, 249	35. 8%
自治体や基幹相談支援センター等との情報連携	1,669	47.8%
外部機関による職員研修の実施	2,062	59.0%
内部機関による職員研修の実施	2, 480	71.0%
バックアップ施設との連携した取組	1,614	46. 2%
他法人の相談支援事業所との連携	1, 778	50. 9%
その他	126	3.6%
無回答	148	4. 2%

市区町村における支援の質の確保の取組等(自治体調査)

自治体調査:回答自治体数997自治体

市町村(自立支援)協議会等におけるグループホームの

運営状況の報告・評価の実施有無(過去3年間)



(実施自治体の状況)

n=155自治体

運営状況の報告・評価の実施 頻度の定め	自治体 数	割合
1 定めている (年2回以上)	8	5. 2%
2 定めている (年1回)	65	41. 9%
3 定めている($2 \sim 3$ 年に 1 度)	1	0.6%
4 特に定めていない	81	52.3%
無回答	0	0.0%
合計	155	100.0%

運営状況の報告・ 評価の実際の頻度	自治体 数	割合
1 年2回以上	29	18.7%
2 年1回	111	71.6%
3 2~3年に1度	13	8.4%
無回答	2	1.3%
合計	155	100.0%

(複数回答)

	グループホーム事業所による報告内容等	自治体 数	割合
1	事業所の運営状況の報告(利用者の状況等)	141	91.0%
2	協議会等からの意見・要望・助言の聴取	100	64.5%
3	事業所の自己評価結果の報告	44	28.4%
4	協議会等による事業所の評価の実施	46	29.7%
5	その他	15	9. 7%

〇自治体におけるその他の支援の質の確保の取組(過去1年間)(複数回答) n=869自治体

その他の支援の質の確保の取組	自治体数	割合
1 グループホーム事業所が設置する協議会への自治体職員の参加	63	7.2%
2 グループホームへの訪問による状況の確認や助言	100	11.5%
3 グループホーム職員向けの研修会の開催	56	6.4%
4 グループホーム職員の意見交換の場の設置	83	9.6%
5 その他	132	15. 2%

○自治体内においてグループホームにおける支援の質の観点で問題と考えられる事例(過去1年間)(複数回答)

グループホームにおける支援	の質の観点で問題と考えられる事例 自治体	数	割合
1 障害の程度や特性を踏まえた	支援スキルが乏しい	139	16.0%
2 日中に十分な支援が行われず	、利用者が放置されている	36	4. 1%
3 重度障害者等の実質的な利用	拒否がある	105	12. 1%
4 相談支援専門員をはじめとし	た外部との連携が不十分	59	6.8%
5 その他不適切な支援がなされ	ている恐れがある	51	5. 9%
6 特になし		285	32.8%
7 支援の状況を十分確認してい	ないのでわからない	205	23. 6%

n=869自治体

3 地域におけるニーズの状況

グループホームのニーズ等の状況(事業所調査)

○グループホームの定員数、利用者数、空室数 n=3,348事業所

定員数	54, 586	_
利用者数	48, 680	89. 2%
空室数(定員数-利用者数)	5, 906	10.8%

※3.348事業所は無効回答(定員数より利用者数が多い事業所)及び無回答を除いた数

○事業所ごとの空室数の状況

n=3,401事業所

割合 空室数 事業所数 0室 1,436 42.2% 1室 718 21.1% 13.3% 454 3室 244 7.2% 4室 174 5.1% 5~9室 246 7. 2% 10~19室 66 1.9% 20室以上 10 0.3% 無回答 53 1.6% 合計 3, 401 100.0%

◆ ○調査時点(7月1日時点)で空室がある場合、空室が継続している期間 (※空室が複数ある場合は、最も長い空室の継続期間を選択)

空室が継続している期間	事業所数	割合
1ヶ月未満	126	6.6%
1ヶ月以上6ヶ月未満	557	29. 1%
6ヶ月以上	345	18.0%
1年以上	843	44. 1%
無回答	41	2.1%
合計	1, 912	100%

n=1,912事業所 (空室がある事業所)

※3,401事業所は無効回答(定員数より利用者数が多い事業所)を除いた数

○空室がある理由(複数回答) n=1,912事業所

理由	事業所数	割合
開設または増設した直後(1カ月以内)のため	121	6.3%
前の入居者が退居直後(1カ月以内)のため	241	12.6%
短期入所や体験利用のために空室を確保しているため	268	14.0%
空床型短期入所の利用者が利用しているため	29	1. 5%
入居者が一時的に他の施設(入院を含む)に滞在しているため	76	4.0%
利用希望者がいないため	715	37. 4%
利用希望者はいたが、職員の支援スキルでは受入が困難な障害の程度・特性であったため	400	20.9%
利用希望者はいたが、事業所が対象とする障害種別ではなかったため	185	9.7%
利用希望者はいたが、グループホームの設備と利用希望者のニーズが合わなかったため	442	23. 1%
利用希望者はいたが、グループホームの立地と利用希望者のニーズが合わなかったため	289	15. 1%
その他	427	22. 3%

グループホームのニーズ等の状況 (自治体調査)

〇グループホームのニーズの把握状況 n=997自治体

グループホーム利用に関する障害者
等のニーズ把握状況自治体数割合1 ニーズを把握している63263.4%2 ニーズを把握していない36436.5%無回答10.1%合計997100.0%

〇二一ズの把握方法(複数回答)

n=632自治体

ク	ブループホーム利用に関する障害者等のニーズの把握方法	自治体数	割合
1	障害者や家族等へのアンケート	307	48.6%
2	障害者や家族等へのヒアリング	216	34. 2%
3	相談支援事業者や障害福祉サービス事業者からの把握	474	75.0%
4	入所施設や精神科病院等からの把握	137	21.7%
5	その他	39	6.2%

〇特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像(複数回答) n=997自治体

	特にグループホームの供給が不足している障害者の状態像	自治体数	割合
障害和	湿度・障害種別		
1	重度の身体障害	413	41.4%
2	重度の知的障害	433	43. 4%
3	重度の精神障害	411	41. 2%
4	中・軽度の身体障害	185	18.6%
5	中・軽度の知的障害	203	20. 4%
6	中・軽度の精神障害	246	24. 7%
7	2種以上の重複障害(程度を問わず)	240	24. 1%
障害物	特性等		
8	発達障害	193	19. 4%
9	難病	138	13.8%
10	高次脳機能障害	171	17. 2%
11	喀痰吸引等の医療的ケアを要する	373	37.4%
12	強度行動障害	412	41. 3%
13	重症心身障害	344	34. 5%
14	車いす利用あり	241	24. 2%
15	触法歴あり	162	16. 2%
16	アルコール依存症	171	17. 2%
年齢			
17	高齢層:概ね60代以上	169	17.0%
18	中年層: 概ね30代~50代	294	29. 5%
19	若年層:概ね10代~20代(障害児入所施設からの退所後)	137	13. 7%
20	若年層:概ね10代~20代(児童養護施設等からの退所後)	112	11. 2%
21	若年層:概ね10代~20代(上記以外)	136	13. 6%
その作	也/不明		
22	その他	74	7. 4%
23	十分に把握していないためわからない	235	23. 6%

○整備に当たって課題と考える事項(主なものを例示)

<供給が不足している障害者の状態像>

・強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など重度障害者向けのグループホームの整備

<計画的な整備>

- ・自治体が把握しないうちに整備計画が進んでしまう
- ・グループホームに空きがあり利用希望者がいるが、障害特性にマッチした事業所がないため、他市町村の事業所を利用
- ・住環境や利便性等に関する利用者のニーズとのミスマッチ
- ・他市町村居住者の利用、親亡き後を踏まえた需要についての把握が難しい
- ・自治体内のグループホームがあるが他市町村の利用者が多く地元の利用者が利用できない

くその他>

- ・グループホームの整備に当たって必要な人材の確保
- 地域住民の理解

今後のグループホームの検討の方向性(案)

○ 障害者本人が希望する地域生活の実現を推進する観点から、グループホームにおいて<u>、一定期間</u> の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループ ホームのサービス類型の創設を検討してはどうか。

自宅、 現

精神科病院等障害者支援施設、

域 移 行 支 援

一人暮らしや家族、パートナーとの同居などの地域生活

・自立生活援助・地域定着支援による見守り等の支援



グループホーム(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)

自宅、

【見直しの方向性((案)】

精神科病院等、障害者支援施設、 域 移 : 行支援 今後の生活の希望により選択

一人暮らしや家族、パートナーとの同居などの地域生活

・自立生活援助・地域定着支援による見守り等の支援

本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする 新たなグループホーム

一人暮らし、家族、パー トナー等との地域生活



グループホーム(介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)

本人が 希 望す る 地 域 生活 の 実 現21

新たなグループホームの骨格のイメージ(案)

	本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を 目的とする新たなグループホーム	現行のグループホーム (介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型)
対象者	居宅における一人暮らし等への移行を希望す る障害者	障害者
標準利用期間	標準利用期間を設定	なし
支援の内容	共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと + ①居宅における自立生活への移行のための支援(金銭管理、家事等の訓練、住居の確保の支援等) ②グループホーム退去後の居宅生活への定着のための支援	共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと
人員体制	(現行のグループホームの日常生活上の援助等を行う職員に加え) 本人が希望する地域生活に向けた支援を行う専門職(社会福祉士・精神保健福祉士等)の配置	管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人
報酬	障害程度、特性等に応じて日常生活上の支援 に必要な報酬 一人暮らし等に向けた支援を実施する人員体 制や一人暮らし等につながった実績等を適切 に評価	障害程度、特性等に応じて日常生活上の支援に 必要な報酬 22

新たなグループホームにおける支援のイメージ(案)

本人が希望する地域生活の実現に向けた支援の実施

- 障害者本人の今後の生活の希望を踏まえ、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の居宅生活に向けた 支援を実施。
- あわせて、グループホーム退居後の暮らしが定着できるよう、引き続きグループホームの従業員が、退居後の一 定期間、地域生活の定着のための支援を実施。

入居前



本人が希望する一人暮らし等に向けた

支援を目的とする新たなグループホーム

一人暮らし等の実現に向けた支援計画作成・見直し

<一人暮らし等の実現に向けた支援(例)>

一人暮らし等への移行や地域生活の定着の支援を実施



希望する居宅生活(アパート等)



Jun 1

退院

退所

親元

から

മ

自立

地域移行支援

【相談支援 事業所】

○サービス等 利用計画 の作成

生活上の援助 一人暮らし等に向けた 家事、金銭管理、

・相談、入浴、排せつ又は

食事の介護その他の日常

グループホームの従業員が

服薬管理、 生活リズムの確保 等の各種支援

住まいの確保

・退居後の生活に 向けたサービス 事業所等への同 行による支援

- 関係機関調整

<退居後の定着支援>

・定期訪問によ る生活状況の モニタリング、 助言

・ 随時訪問等の よる相談援助

・近隣住民との 関係構築など 生活環境整備

地域定着支援

その他必要なサービス等

○本人の生活 の希望や 意向の聴取

自立生活援助

23

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場**。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営む べき住居における相談、入浴、排せつ又は 食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等 との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の 援助を実施

必要な設備等

- ☆ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ☆ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に 交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員:原則1人
- ☆ 居室面積:収納設備を除き7.43㎡



★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、 都道府県知事が特に必要と認める場合は 30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に 複数の共同生活住居を設けることができる。 (定員の合計は20人以下)

利用者数の推移





H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 R2 R3

出典:国保連データ(各年度末月)

	<u>ل</u>	ループホーム(共同生活援助	1)						
	(介護サービス包括型)	(日中サービス支援型)	(外部サービス利用型)						
利用対象者	障害	障害支援区分にかかわらず利用可能							
サービス内容	主に夜間における負	食事や入浴等の介護や相談等の	の日常生活上の援助						
介護が必要な 者への対応	当該事業所の従業者に より介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に 委託						
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位〜170単位	世話人の配置及び障害支 援区分に応じて 1,105単位〜252単位	世話人の配置に応じて 243単位~114単位 標準的な時間に応じて (受 託居宅介護サービス) 96単位~						
事業所数	8,670事業所	348事業所 (平成30年4月~)	1,301事業所						
利用者数	124,291人	4,708人 (平成30年4月~)	15,571人						

利用者数合計 144.570人

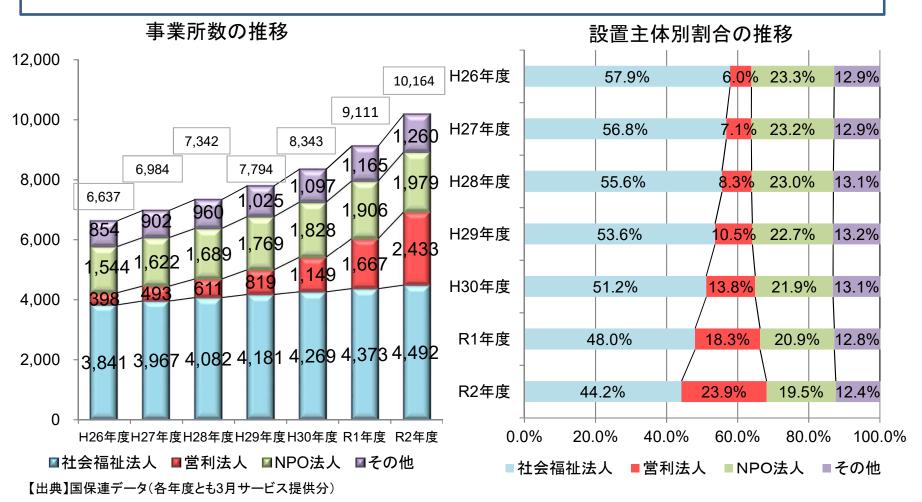
事業所数・利用者数については、国保連令和3年4月サービス提供分実績

グループホーム3類型の比較

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定員		・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2~10名	築建物は10名以下 20名以下+短期入所1~5名 字建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30 道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) 名以下)		
佳	注 居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住	民との交流の機会が確保される地域にあり、	かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。	
<u> </u>	殳 備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メー	トル以上を確保すること。		
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの			
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超え	て30又はその端数を増すごとに1人を加えて	得た数以上	
			5:1以上 (報酬上は3:1~5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業 所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1~6:1、10:1)	
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ~ (区分3)9	1以上	なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)	
人員基準等	「1.仮聞支達」(海勤わ定直の制造 党時の連絡体制を歴史している)		1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している 場合に加算で評価)	
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	
	個人単位へルパー利用 (R6.3.31までの経過措置) 以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし		
世話人の配置及び支援区分に応じて 1, 報酬 667単位/日~170単位/日 ((※各種加算あり 和		世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日〜252単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の 報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位/日〜114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定 可) ※各種加算あり		
	業者数 月国保連データ)	8,670事業所	348事業所	1,301事業所	
利力	用者数 月国保連データ)	124,291人	4,708人	15,571人	

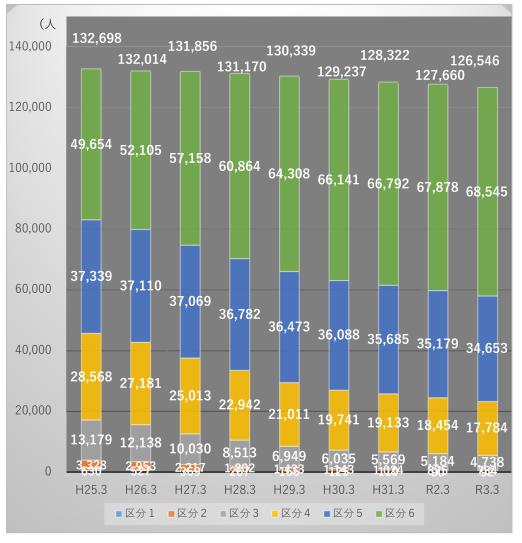
共同生活援助事業所の設置主体別の状況

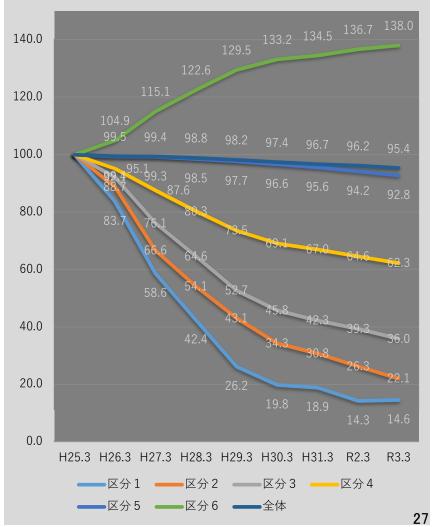
○ 共同生活援助の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が 設置する事業所が増加している。



施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 障害支援区分別の利用者数について、令和2年3月時点と平成25年5年3月時点で比較すると、
- ・ 区分1は85.7%減少、区分2は73.7%減少、区分3は60.7%減少、区分4は35.4%減少、区分5は5.8%減少となっている。
- ・ 区分6は34.5%増加となっている。

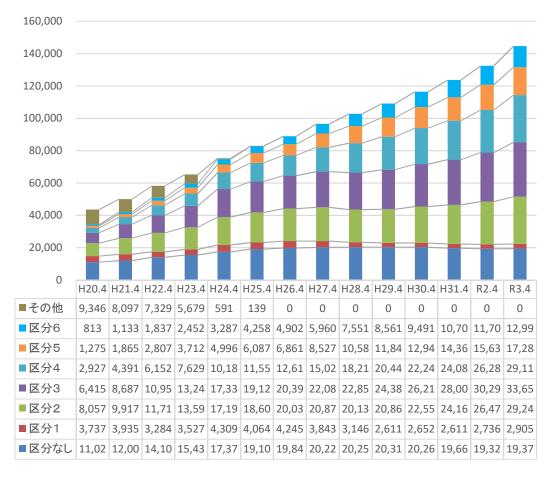




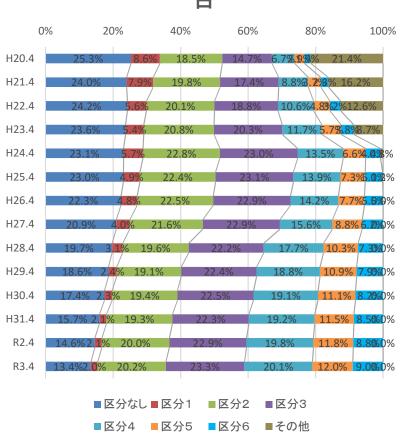
グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移

グループホームにおいては、区分4~6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

障害支援区分別GH利用者数



障害支援区分別GH利用者割

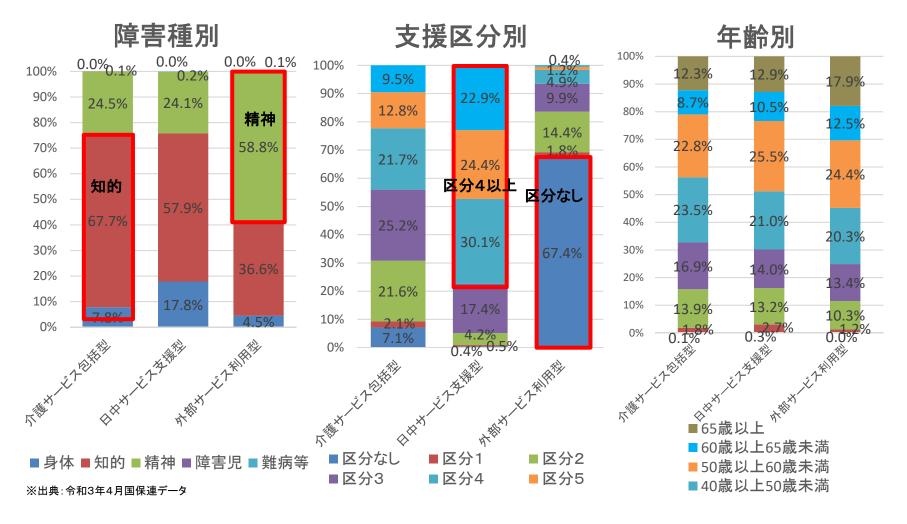


(出典:国保連データ)

サービス類型別の利用者の状況

- ・介護サービス包括型は知的障害者、 外部サービス利用型は精神障害者が多い
- ・日中サービス支援型は他類型より身体 障害者の割合が高い

日中サービス支援型は区分4以上が 多く、外部サービス利用型は区分なし が多い 類型別の年齢に大きな偏りはない



グループホームの人口10万人あたりの利用者数

グループホームの人口10万人当たりの利用者数は地域によってばらつきがある。



グループホームの入退去者の状況

○ グループホーム利用者の入居前の場所と退居後の行先については、自宅・アパート等が最も多く 約4割、病院が約2割、グループホームが約2割、入所施設が約1割であった。

(利用者の入居前の場所・状況)

(平成30年10月1日~令和元年9月30日)

	総数	結婚等の自立	親・兄弟等	グループ ホーム	福祉ホーム	入所施設	病院	特別支援学 校の寄宿舎	その他
グループホーム(全体)	20,315 (100.0%)	1,467 (7.2%)	7,316 (36.0%)	3,873 (19.1%)	221 (1.1%)	2,076 (10.2%)	4,239 (20.9%)	246 (1.2%)	877 (4.3%)
(再掲)介護サービス包括型	17,136	1,192	6,433	3,323	181	1,747	3,322	203	734
	(100.0%)	(7.0%)	(37.5%)	(19.4%)	(1.1%)	(10.2%)	(19.4%)	(1.2%)	(4.3%)
(再掲)日中サービス支援型	724	36	232	183	6	115	122	7	25
	(100.0%)	(5.0%)	(32.0%)	(25.2%)	(0.8%)	(15.8%)	(16.8%)	(1.0%)	(3.4%)
(再掲)外部サービス利用型	2,455	239	651	367	34	214	795	36	118
	(100.0%)	(9.7%)	(26.5%)	(15.0%)	(1.4%)	(8.7%)	(32.4%)	(1.5%)	(4.8%)

(利用者の退居後の行先・状況)

	総数	結婚等の自立	親・兄弟等	グループ ホーム	福祉ホーム	入所施設	病院	死亡	その他
グループホーム(全体)	9,659	2,071	1,561	1,908	117	1,038	1,888	573	503
	(100.0%)	(21.4%)	(16.2%)	(19.8%)	(1.2%)	(10.7%)	(19.5%)	(5.9%)	(5.2%)
(再掲)介護サービス包括型	7,792	1,566	1,352	1,623	93	875	1,402	480	399
	(100.0%)	(20.1%)	(17.4%)	(20.8%)	(1.2%)	(11.2%)	(18.0%)	(6.2%)	(5.1%)
(再掲)日中サービス支援型	160 (100.0%)	25 (15.6%)	22 (13.8%)	40 (25.0%)	-	15 (9.4%)	32 (20.0%)	14 (8.8%)	12 (7.5%)
(再掲)外部サービス利用型	1,707	480	187	245	24	148	454	79	92
	(100.0%)	(28.1%)	(10.9%)	(14.3%)	(1.4%)	(8.7%)	(26.6%)	(4.6%)	(5.4%)

(参考)東京都の通過型グループホーム

○ 東京都においては、グループホームからの単身生活への移行を図るための支援を行う通過型 グループホームの制度を設けている。

	精神障害者を主な対象とするグループホーム
趣旨	・障害者が地域で自立した生活ができるよう、居住の場の提供と日常生活において必要な援助を行うとともに、グループホームから単身生活への移行を図るための取組や援助を行う。 ・単身生活への移行に当たっては、概ね3年間で単身生活へ移行できるよう取り組む。(入居者が、正当な理由無く長期にわたり利用することはできない)
入居対象者	都内に在住の障害者であって、次に掲げる基準に3以上該当しているもの (1)日常生活を維持するに足りる収入があること (2)一定程度の自活能力があること (3)単身での生活又は家族での生活が困難又は適当でないこと (4)通院医療を継続していること
定員等	ユニットごとに指定するものとし、1ユニット(サテライト型を含み、国基準サテライト型住居を除く)の定員は4人から7人までとする
設備基準	居室等のほか、交流室として、入居者等が交流することができる場所を有していること
職員配置基準	(1)職員等は、専ら当該通過型の職務に従事できるものをもって充てること。(2)世話人、代替世話人及び顧問医をそれぞれ1名置くこと(世話人は常勤とする)(3)世話人には、精神保健福祉士又は社会福祉士等の国家資格を取得している者を配置すること。また、これによりがたいときは、相当の実務経験及び障害者の日常生活を適切に援助する能力のある者を配置すること。(4)顧問医には障害者等の対応に関し相当の経験を有する者をもって充てること。
報酬の加算	通過型加算 926円(1人当たり日額)

障害者グループホームと認知症対応型グループホームにおける 運営状況の報告や外部評価に係る取扱い

【障害者グループホーム】

- ・事業所が協議会を設置して要望や助言等を聞く機会を設けることが望ましい旨通知。
- ・日中サービス支援型は、市町村が設置する協議会等への年1回以上の実施状況の報告や評価を義務化。

【認知症グループホーム】

- ・事業所における運営推進会議の設置及び2ヶ月に1回以上の実施状況の報告を義務化。
- ・都道府県が指定する第三者の外部評価又は運営推進会議の外部評価を受け、結果を公表することを義務化。

障害者グループホーム	認知症グループホーム
介護サービス包括型 日中サービス支援型 外部サービス利用型	
(運営状況の報告) 事業所が、利用者や家族、地域住民、市町村職員等から構成れる協議会を設置し、構成員からの要望や助言等を聴く機会を けることが望ましい(解釈通知)	設 事業所が、利用者や家族、地域住民、市町村又は地域 包括支援センター職員等から構成する <u>運営推進会議を設</u>
(運営状況の報告及び評価)	ず (評価) し、 年に1回以上、自己評価を行った上で、 に ・都道府県が指定する第三者からの外部評価 こ 又は ・運営推進会議からの外部評価

(参考) 認知症グループホームにおける質の確保の取組 **運営推進会議等の概要**

社保審一介護給付費分科会

第193回 (R2.11.16)

資料6

○ 各地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにして、事業者による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、自ら設置すべきもの。

対象サービス (介護予防を含む) (※1)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 <mark>認知症対応型共同生活介護</mark> 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護 療養通所介護 (※2) 認知症対応型通所介護			
会議の名称	介護・医療連携推進会議	運営推進会	議議			
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等)、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者 ※介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者(地方医師会の医師等、地域の 医療機関の医師やソーシャルワーカー等) ※有識者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等 も含め、そのサービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見 を述べることができる者					
開催頻度	概ね6月に1回以上	概ね6月に1回以上 概ね2月に1回以上				
会議の内容	事業者は、サービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける					
記録の作成と公表	報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表(事業者の義務)					
合同開催について	複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。 i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。					

社保審一介護給付費分科会

第199回 (R3.1.18)

参考資料1

概要

【認知症対応型共同生活介護★】

○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価)は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】

4.(2)4 外部評価に係る運営推進会議の活用

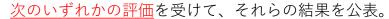
基準

<現行>

自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者 による評価を受けて、それらの結果を公表。

<改定後>

自らサービスの質の評価を行うとともに、



i 外部の者による評価

<u>ii 運営推進会議における評価</u>

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所介 護・認知症対応型 通所介護	小規模多機能型居 宅介護		地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議 ※ 定期巡回・随 時対応型訪問介 護看護は介護・ 医療連携推進会 議	○ 6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	〇 6月に1回以上 開催	〇 2月に1回以上 開催 1年に1回以上は 自己評価及び外部 評価を実施		〇 2月に1回以上 開催	O 2月に1回以上 開催	〇 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	ー ※H27~ 介護・医療連携推 進会議に統合	_	ー ※H27~ 運営推進会議に 統合	〇 都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、 結果を公表	_	-	ー ※H27~ 運営推進会議に 統合

認知症対応型共同生活介護 運営推進会議での自己評価及び外部評価【イメージ】

- 認知症対応型共同生活介護事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価(自己評価)を行い、 これを運営推進会議においてチェックし、公表することができる仕組みとする。
- その上で、客観的な評価能力を担保するため、「第三者による評価」として行う運営推進会議には、構成員として 市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。

外部評価 自己評価 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール タイトル 評価項目 自己評価 記述 外部評価 記述 運営推進 会議で話し あった内容 I.理念・安心に基づく運営 A.充分にできてい A.充分にでき ている B.ほぼできている B.ほぼできて C.あまりできてい C.あまりできて D.ほとんどできて いない D.ほとんどで いない きていない 「自己評価・外部評価・運営推進 事業所が行った自己評価結果に 会議活用ツール」を用いて、事業 基づき、提供されているサービス 所が自ら提供するサービス内容 の内容や課題等について共有を について振り返りを行う 図るとともに、第三者の観点から 評価を行うことにより新たな課題や 改善点を明らかにする 認知症対応型 共同生活介護 外部への公表

【評価の確認項目】

- I 理念·安心に基づく運営
- 1 理念の共有と実践
- 2 事業所と地域とのつきあい
- 3 運営推進会議を活かした取り組み
- 4 市町村との連携
- 5 身体拘束をしないケアの実践
- 6 虐待の防止の徹底
- 7 権利擁護に関する制度の理解と活用
- 8 契約に関する説明と納得
- 9 運営に関する利用者、家族等意見の反映
- 10 運営に関する職員意見の反映
- 11 就業環境の整備
- 12 職員を育てる取り組み
- 13 同業者との交流を诵じた向上
- 14 本人と共に過ごし支えあう関係
- 15 馴染みの人や場との関係継続の支援
- II その人らしい暮らしを続けるための ケアマネジメント
 - 16 思いや意向の把握
 - 17 チームでつくる介護計画とモニタリング
 - 18 個別の記録と実践への反映
 - 19 一人ひとりを支えるための事業所の多機能化
- 20 地域資源との協働
- 21 かかりつけ医の受診支援
- 22 入退院時の医療機関との協働
- 23 重度化や終末期に向けた方針の共有と支援
- 24 急変や事故発生時の備え
- 25 災害対策

- Ⅲ その人らしい暮らしを続けるための日々の支援
- 26 一人ひとりの尊重とプライバシーの確保
- 27 日々のその人らしい暮らし
- 28 食事を楽しむことのできる支援
- 29 栄養摂取や水分確保の支援
- 30 口腔内の清潔保持
- 31 排泄の自立支援
- 32 入浴を楽しむことができる支援
- 33 安眠や休息の支援
- 34 服薬支援
- 35 役割、楽しみごとの支援
- 36 日常的な外出支援
- 37 お金の所持や使うことの支援
- 38 雷話や手紙の支援
- 39 居心地のよい共用空間づくり
- Ⅳ 本人暮らしの状況把握・確認項目
- (利用者一人ひとりの確認項目)
- 40~42 本人主体の暮らし
- 43~45 生活の継続性
- 46~48 本人が持つ力の活用
- 49 総合

社保審一介護給付費分科会

認知症対応型共同生活介護の外部評価

第193回 (R2.11.16)

資料6

○外部評価とは、グループホームが都道府県が指定する外部評価機関に手数料を支払ってサービス評価を受ける仕組み。

外部評価の概要

根拠法令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第97条 (略)

カッ木 (mg)

2~7 (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

関係涌知

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己 評価・外部評価の実施等について〔抄〕(平成18年 10月17日 老計発第1017001号)

- 1 自己評価及び外部評価について
- (略)外部評価は、第三者による外部評価の結果と、当該結果を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものである。

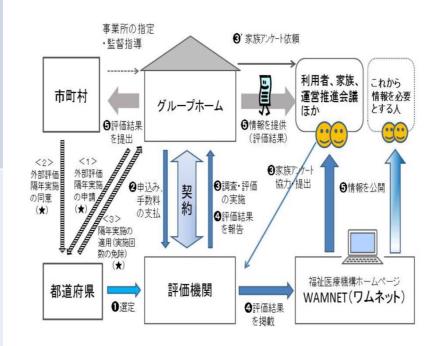
(略)

- 2 自己評価及び外部評価の実施回数
- (1)(略)
- (2) 都道府県は、事業所ごとの自己評価及び外部評価の実施回数を定めるにあたっては、原則として、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施させるものとするこ

وع

(3) 都道府県は、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件(※)を全て満たす場合には、(2)の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。(以下略)

サービス評価のしくみ



出典: 平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症グループホーム における運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」 (公益社団法人日本認知症グループホーム協会)

- (※)ア「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
 - イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
 - ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
 - エ「自己評価及び外部評価結果」のうち、一定の項目の実践状況(外部評価)が適切であること。

参考資料

共同生活援助(介護サービス包括型)

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その 他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上 (4:1~6:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

世話人4:1、障害支援区分6の場合[667単位] ~ 世話人6:1、障害支援区分1以下の場合[170単位]

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(I)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

([)夜勤職員を配置する場合

区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位

(Ⅱ)宿直職員を配置する場合

90単位

(Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合

10単位

夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <([)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合

60単位

(V)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合

30単位

(VI)宿直職員を追加配置する場合

30単位

重度障害者支援加算

- (I)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
- (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

日中支援加算

- (I)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が 住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中 支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合

539単位~135単位

医療的ケア対応支援加算

医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位

強度行動障害者体験利用加算

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて 体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

事業所数 8,475(国保連令和3年2月実績)

共同生活援助(日中サービス支援型)

※平成30年4月~

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上 (3:1~5:1)
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

GHにおいて日中支援を実施した場合 世話人3:1、障害支援区分6 [1,105単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分3 [528単位] **日中活動サ−ピス事業所等を利用した場合** 世話人3:1、障害支援区分6 [910単位] ~ 世話人5:1、障害支援区分1以下 [252単位]

1日毎に 切替可

■ 主な加算

夜勤職員加配加算

基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援 従事者を1以上追加で配置した場合 149単位

医療的ケア対応支援加算

医療的ケアが必要な者に対する支援について看護職員を配置する場合 120単位

重度障害者支援加算

- (I)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
- (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

看護職員配置加算

基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を 常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した 場合 70単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で 生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師等が実施した場合 300単位

強度行動障害者体験利用加算

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて 体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数

291(国保連令和3年2月実績)

○ 利用者数

3.977(国保連令和3年2月実績)

共同生活援助(外部サービス利用型)

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上) (4:1~6:1、10:1)

※介護の提供は受託居宅介護事業所が 行う

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

世話人 4:1 [243単位] ~ 世話人10:1 [114単位]

※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定「96単位~]

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅲ) ※利用者5人の場合の例

(Ⅰ)夜勤職員を配置する場合

区分4以上:269単位 区分3:224単位 区分2以下:179単位

(Ⅱ)宿直職員を配置する場合

90単位

(Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合

10単位

夜間支援等体制加算(Ⅳ)~(Ⅵ) ※利用者15人以下の場合の例

- <(I)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合>
- (Ⅳ)夜勤職員を追加配置する場合 60単位
- (V)夜勤職員(一部時間)を追加配置する場合 30単位
- (VI)宿直職員を追加配置する場合 30単位

<u>日中支援加算</u>

- (I)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が 住居の外で過ごすことが困難であるときに、当該利用者に対して日中 に支援を行った場合 539単位~270単位
- (Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合

539単位~135単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で 生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は 公認心理師等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 1,320(国保連令和3年2月実績)

○ 利用者数 15,613(国保連令和3年2月実績)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 〇 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への 支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 〇 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率: + O. 56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間)

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
 - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し(スコア方式の導入)
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し(報酬体系の類型化)
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
 - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
 - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
 - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設((3)も同様)
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
 - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
 - 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底(委員会開催、指針の整備、訓練の実施)
 - ・ 業務継続に向けた取組の強化 (業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施)
 - ・ 地域と連携した災害対応の強化 (訓練に当たっての地域住民との連携)
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
 - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた 対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス 提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
 - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
 - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
 - 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止
 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のための I C T の活用 (再掲)
- (5) その他経過措置の取扱い等
 - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
 - ・ 送迎加算の継続(就労継続支援A型、放課後等デイサービス)

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

①重度障害者支援加算の対象者の拡充(強度行動障害を有する者に対する評価)

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算(I)360単位/日 ※ 重度障害者等包括支援の対象者(区分6かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者)

【新設】重度障害者支援加算(Ⅱ)180単位/日 ※区分4以上の強度行動障害を有する者

②医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援につ いて、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算

③強度行動障害を有する者の受入促進(体験利用の評価)

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利 用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の 修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算

4基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

(例) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

【現 行】区分6:1,104単位/日、区分5:988単位/日、区分4:906単位/日、区分3:721単位/日 【見直し後】区分6:1,105単位/日、区分5:989単位/日、区分4:907単位/日、区分3:650単位/日

※ 介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。



⑤夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

- ・夜間支援等体制加算(I)を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、
- ・夜間支援等体制加算(I)による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算(I)・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1

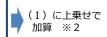
【新設】夜間支援等体制加算(IV)・事業所単位で夜勤職員を追加配置

夜間支援等体制加算(Ⅱ)・宿直職員を配置

【新設】夜間支援等体制加算(V)・事業所単位で夜勤職員(夜間の一部時間)を追加配置

夜間支援等体制加算(Ⅲ)・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算(VI)・事業所単位で宿直職員を追加配置



- ※1 夜間支援等体制加算(I)の見直し
 - (例) 利用者が5人の場合 【現行】(区分に関わらず)269単位/日 ⇒ 【見直し後】区分4以上:269単位/日 区分3:224単位/日 区分2以下:179単位/日
- ※2【新設】夜間支援等体制加算(IV)(VI)
 - (例)利用者が15人以下の場合 夜間支援等体制加算(IV)60単位/日 夜間支援等体制加算(V)30単位/日 夜間支援等体制加算(VI)30単位/日
- ※重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。